

◎日中民間緑化協力委員会の設置に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文

(略称) 中国との日中民間緑化協力委員会設置取極

平成 十一年十一月 十九日 北京で
平成 十一年十一月 十九日 効力発生
平成 十二年 七月 十八日 告示

(外務省告示第三三三号)

目次	ページ
日本側書簡	四〇一
1 日中民間緑化協力委員会の設置	四〇一
2 委員会の構成	四〇一
3 委員会の活動	四〇一
4 会合	四〇二
5 日中緑化交流基金の設置	四〇二
6 委員会に対する抛出	四〇二
7 中国政府の協力	四〇二
8 終了	四〇二
中国側書簡	四〇四

(日中民間緑化協力委員会の設置に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国政府及び中華人民共和国政府（以下「両政府」という。）が、中華人民共和国において進められている各種の植林緑化事業に対する日本国の国民、なかんずく青少年による協力を促進すること並びに両国の国民の間の友好的な交流及び両国関係の発展の一層の強化に寄与することを期待し、千九百九十八年十一月に発表された「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言」及び「日中両国の二十一世紀に向けた協力強化に関する共同プレス発表」の趣旨に則ってそれぞれの政府の代表者の間で友好的に行われた協議において、日中民間緑化協力委員会の設置につき次の了解に到達したことを日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1 日本国と中華人民共和国との間の民間植林緑化協力を推進するため、両政府は、日中民間緑化協力委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、両政府がそれぞれ指定する代表者により構成する。いずれの一方の政府も、委員会の構成員を変更した場合には、遅滞なく、その旨を外交上の経路を通じて他方の政府に対し通報する。

3 委員会は、この了解に従い、次のことを行う。

(a) この了解の規定に基づき助成する民間植林緑化協力事業（以下「植林緑化事業」という。）の選定に資するため、情報及び意見を交換し、並びに、植林緑化協力に関する計画の方向性、重点等を検討すること。

(b) 植林緑化事業を行う民間団体等への政策的及び技術的助言を行うこと。

(c) 必要に応じ、植林緑化事業を行う民間団体等と両政府との間、及び植林緑化事業を行う民間団体間の連絡及び調整を行うこと。

(d) 植林緑化事業が効果的に実施されているかどうかにつき評価すること。

(e) 両国の民間植林緑化事業に対する支援を目的とする日本国政府からの資金の拠出並びに非政府機関及び個人からの寄付を受けること。

(f) (e)の規定に従って資金の拠出及び寄付を受けること並びに(2)にいう必要な支払を行うことを目的とする委員会名義の口座を日本国政府によって指定される日本国の銀行に開設すること。

(g) この了解の規定に照らして委員会が適当と認めるその他の活動を行うこと。

会 合
日中緑化
交流基金
の設置委員会に
対する拠
出
中国政
府の協
力
終 了

- 4 委員会は、少なくとも年一回、原則として日本国と中華人民共和国において交互に会合を開催する。
 - 5 (1) 日本国に委員会の事務局である日中緑化交流基金（以下「基金」という。）を設置する。基金の職員は、日本国政府の推薦に基づき委員会により任命されかつ委員会の監督に服する事務局長をその長とする。基金の職員は、事務局長が雇用する。委員会は、必要に応じ、社団法人国土緑化推進機構に対し可能な限りの支援を要請する。
 - (2) 基金は、6 にいう日本国政府の拠出金及び委員会が 3 (e) の規定に従って受けることのある寄付並びにこれらから生ずる利子（以下「委員会資金」という。）の管理（3 (f) にいう口座の管理を含む）、必要な支払並びに委員会資金の使途に関する委員会への年次報告の提出を行う。
 - (3) 基金は、日本国の民間団体等が行う植林緑化事業の申請を受け付ける。基金は、3 (a) にいう委員会の検討結果を考慮して、申請された当該事業の審査及び助成の対象とする植林緑化事業の決定を行い、これに対し必要な助成及び適切な指導を行う。植林緑化事業を決定するための基準、助成率等についての詳細に関しては基金が委員会の承認を経て別途定める。
 - (4) 委員会資金は、植林緑化事業（産業目的の植林事業を含まないものとする。）の実施のために必要と認められる物品及び役務の購入並びに委員会及び基金の運営のために使用される。ただし、委員会が両国間の植林緑化協力に密接に関連を有すると判断するその他の目的にも使用することができる。
 - (5) 基金は、この了解に基づく基金の活動に必要な組織上の事項の詳細に関する規則を定めることができる。
 - 6 日本国政府は、日本国の関係法令及び利用可能な資金の範囲内で、委員会に拠出する資金の額を決定し、その額を委員会に拠出する。
 - 7 中華人民共和国政府は、可能な範囲で、かつ、中華人民共和国の関係法令に従い、委員会及び植林緑化事業を行う民間団体等の活動に協力する。
 - 8 (1) いずれの一方の政府も、他方の政府に対し、外交上の経路を通じて三箇月前に文書による予告を与えることにより、この了解を終了させることができる。
 - (2) この了解の終了は、5 (2) にいう支払が完了し、かつ、その終了の時点で行われている植林緑化事業の実施に影響を及ぼすものではない。
- 本使は、この書簡及び両政府が前記の了解に到達したことを中華人民共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとすることを提

案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十九年十一月十九日に北京で

中華人民共和国駐在

日本国特命全權大使 谷野作太郎

中華人民共和国

外交部部長助理 王毅閣下

中国との日中民間緑化協力委員会設置取極

図〇四

(中国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認するを榮えます。

中国側書簡

(日本側書簡)

(中方照会)

日本国駐中华人民共和国特命全权大使谷野作太郎閣下
閣下：

我榮幸地收到閣下一九九九年十一月十九日的来函，内容如下：

“本大使榮幸地代表日本政府确认，日本国政府与中华人民共和国政府（以下简称“两国政府”）期待，促进日本国民特别是青少年对中华人民共和国境内开展的各项民间植树绿化事业进行合作，有助于进一步加强两国民间友好交流和两国关系的发展，根据一九九八年十一月发表的“日中关于建立致力于和平与发展的友好合作伙伴关系的联合宣言”及“日中两国关于面向21世纪加强合作的联合新闻公报”的宗旨，双方政府代表经过友好协商，就设立日中民间绿化合作委员会达成如下谅解：

1、为推进日本国与中华人民共和国之间的民间植树绿化合作，两国政府决定设立日中民间绿化合作委员会（以下简称“委员会”）。

2、委员会由两国政府各自指定的代表组成。任何一方政府如更换委员会成员，将通过外交渠道及时通报另一方政府。

3、委员会按照本谅解，从事以下工作：

(a)为选定根据本谅解规定予以资助的民间植树绿化合作事业（以下简称“植树绿化事业”）交换信息和意见，对有关合作计划的方向和重点等进行研究。

(b)对实施植树绿化事业的民间团体给予政策及技术上的指导。

(c)根据需要，在实施植树绿化事业的民间团体与两国政府之间及上述民间团体之间进行联系和协调。

(d)对植树绿化事业的效果进行评估。

(e)接受旨在资助两国民间植树绿化事业的日本国政府拨款及非政府组织和个人的捐款。

(f)为接受 3 之(e)规定的拨款和捐款及办理 5 之(2)规定的必要支付, 在日本国政府指定的日本国银行开设委员会名义的帐户。

(g)按照本谅解的规定, 从事委员会认为合适的其它活动。

4、委员会每年至少召开一次会议, 原则上轮流在日中两国进行。

5、(1)在日本国内设立“日中绿化交流基金”(以下简称“基金”), 作为委员会的事务局。基金工作人员的负责人为事务局长, 由委员会根据日本国政府的推荐任命, 并接受委员会的监督, 基金工作人员由事务局长聘用。委员会根据需要, 要求社团法人国土绿化推进机构提供尽可能的帮助。

(2)基金对 6 规定的日本政府拨款和委员会根据 3 之(e)规定接受的捐款及其利息(以下简称“委员会资金”)实行管理(包括 3 之(f)规定的帐户的管理)办理必要的支付, 并向委员会提交关于委员会资金用途的年度报告。

(3)基金受理日本国民间团体等实施植树绿化事业的申请。基金参考 3 之(e)规定的委员会研究结果, 对上述申请的事业进行审查, 并确定作为资助对象的植树绿化事业, 对其提供必要资助和适当指导。关于确定植树绿化事业的标准及资助率等具体问题, 经委员会认可, 由基金另行作出规定。

(4)委员会资金用于实施植树绿化事业(不包括以产业为目的的植树事业)所必需的物资采购和劳务雇用及委员会和基金的运营, 也可用于委员会认为与两国间植树绿化合作密切相关的其它目的。

(5)基金可以自行确定基金根据本谅解开展工作所需的具体组织规则。

6、日本国政府将在日本国有关法规及可使用的资金范围内, 决定向委员会拨款的额度并按决定额度向委员会拨款。

7、中华人民共和国政府将在可能的范围内, 按照中华人民共和国有关法规, 对委员会及实施植树绿化事业的民间团体的工作提供协助。

8、(1)任何一方政府, 可在三个月以前, 通过外交渠道以书面形式预先通知另一方政府, 终止本谅解。

(2)本谅解的终止应在 5 之(2)规定的支付完毕后, 并不得影响届时正在实施的植树绿化事业。

本官は、中華人民共和国政府及び日本国政府が閣下の書簡に述べられた了解に到達したことを中華人民共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が、この返簡の日付の日効力を生ずるものとすることに同意する光榮を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十九年十一月十九日に北京で

中華人民共和国

外交部部長助理 王毅

中華人民共和国駐在

日本国特命全權大使 谷野作太郎閣下

本大使榮幸地提議、本公函及上述兩國政府达成的諒解、如蒙閣下代表中華人民共和国政府復函確認、即構成兩國政府間的協議、該協議自閣下復函之日起生效。

我榮幸地代表中華人民共和国政府確認閣下來函中所述中華人民共和国政府與日本国政府达成的諒解、并同意由閣下的來函和本復函構成兩國政府間的協議、該協議自本復函之日起生效。

順致敬意。

中華人民共和国

外交部部長助理

王毅

一九九九年十一月十九日于北京

(参考)

この取極は、日中両国間の民間植林緑化協力を推進するため、日中民間緑化協力委員会を設置することを定めたものである。